

【 麻酔 】

4 2 2 リドカインテープ剤（脊椎麻酔時等）の算定について

《令和6年12月27日》

○ 取扱い

次の場合のリドカインテープ剤（ペンレステープ等）の算定は、原則として認められない。

- (1) L004 脊椎麻酔時
- (2) ゴセレリン酢酸塩デポ（ゾラデックスデポ等）投与時

○ 取扱いを作成した根拠等

リドカインテープの添付文書の効能・効果は「静脈留置針穿刺時の疼痛緩和」、「伝染性軟属腫摘除時の疼痛緩和」、「皮膚レーザー照射療法時の疼痛緩和」であり、脊椎麻酔時やゴセレリン酢酸塩デポ（ゾラデックスデポ等）投与時の適応はない。

以上のことから、L004 脊椎麻酔時、ゴセレリン酢酸塩デポ（ゾラデックスデポ等）投与時のリドカインテープ剤（ペンレステープ等）の算定は、原則として認められないと判断した。